

社協ワーカーだより

No.51 平成28年12月

地域のみなさんや関係機関の方々に向けて社協ワーカー（職員）の動きや社協の事業について情報発信するお便りです！！



発行：福岡市社会福祉協議会地域福祉課（Tel720-5356）
各区社会福祉協議会



福岡市保育士人材確保事業

～保育人材確保に向けて…保育士を応援する貸付事業を始めました～

福岡市社会福祉協議会では、保育士の出産や育児を理由とした離職の防止や、保育士資格を有するが、保育士として勤務していない方（潜在保育士）の再就職支援を目的として、平成28年8月から、「福岡市保育士人材確保事業」（貸付事業）を始めました。

【1. 保育料の一部貸付事業】

保育士として、福岡市内の保育所等へ新たに勤務する、または、復職する方に対し、保育料の一部を貸し付けます。

●対象者：下記の①または②を満たす方

①未就学児がいる保育士で、福岡市内の保育所等に新たに勤務する方

②福岡市内の保育所等に雇用されている未就学児がいる保育士であって、産後休暇・育児休業から職場復帰する方

●貸付額：未就学児の保育料の半額（月額27,000円を限度）

●貸付期間：勤務開始日から1年以内

【2. 就職準備金貸付事業】

保育士として、新たに保育所等へ勤務する方に対し、就職に必要な資金（就職に伴う転居費用や賃貸物件の礼金等）を貸し付けます。

●対象者：下記の①～③をすべて満たす方

①保育士登録後1年以上経過した方

②以下の施設又は事業を離職後1年以上経過または勤務経験のない方

（保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園）

③福岡市内の保育所等に新たに勤務する方

●貸付額：就職準備金200,000円以内

※1、2いずれも、保育士として週30時間以上勤務する方が対象です。

《利子》無利子 《連帯保証人》1人

《返還》

市内の保育所等に2年間勤務した場合、貸付金全額が返還免除となります。（1年以上保育士として勤務した場合は、一部返還免除あり。）

返還免除とならない場合は、1年～5年の期間内で返還となります（貸付決定状況により異なる）。



～貸付決定状況【平成28年10月31日現在】～

1. 保育料の一部貸付：15件 2. 就職準備金貸付：4件（保育料の一部貸付事業との重複決定含む）

お近くに保育士の資格を持った方がいらっしゃいましたら、この貸付制度をお知らせください！！

【問い合わせ】福岡市社会福祉協議会 生活福祉課（電話：751-1121 / FAX：751-1509）